

古代王権の隼人支配とその転換

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2017-06-21 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 熊谷, 明希 メールアドレス: 所属:
URL	https://tohoku-gakuin.repo.nii.ac.jp/records/23998

氏名	熊谷 明希（宮城県）		
学位の種類	博士（文学）		
学位の番号	甲第85号		
学位授与の要件	学位規程第5条第1項該当		
学位授与の日付	平成29年3月23日		
学位論文題目	古代王権の隼人支配とその転換		
論文審査委員	（主査）東北学院大学教授	熊谷	公男
	（副査）東北学院大学教授	佐川	正敏
	（副査）東北学院大学教授	七海	雅人
	（副査）東北大学准教授	永田	英明

要旨

序章

第一章 大化前代における隼人の朝廷出仕と畿内隼人の成立

第一節 大化前代における隼人の朝廷出仕と畿内移配の問題

第二節 令制下における畿内隼人の意義

第二章 文武朝における「薩摩隼人」の征討と唱更国の成立

第一節 文武朝における「薩摩隼人」の征討

第二節 文武朝における覓国使の意義

第三節 「校戸置吏」の意義

第三章 隼人郡の成立と「隼人之調」

第一節 隼人郡・非隼人郡の成立過程

第二節 大隅・薩摩両国における墾田制と「百姓」

第三節 延暦十一年条における「隼人之調」

第四章 大隅・薩摩隼人の朝貢制と九世紀初頭における転換

第一節 隼人の朝貢形態とその意義

第二節 延暦二十年における朝貢停止の問題

第三節 朝貢停止の歴史的意義

終章

序章

古代において、南九州に居住していた人々は、隼人と呼ばれた。日本の古代王権は、隼人や蝦夷といった列島の周縁部の人々に対し、朝貢や朝廷の諸儀礼への参列や征討など、様々な政策を展開した。

古代王権による隼人支配の全体像を捉えようとした主要な研究として、井上辰雄、中村明蔵、永山修一諸氏の研究が挙げられる。井上・中村氏は、古代王権の隼人に対する支配理念やその歴史的展開を、中央（朝廷）と地方（南九州）の問題を対比させながら考察しており、筆者も両氏の視点を基本的に継承していきたい。また、隼人支配の問題を、東北地方における蝦夷支配との比較を踏まえ考察するという永山氏の研究手法も積極的に取り入れたいと思う。

このように、様々な視角から隼人研究が行われているが、一方で残された課題点も以下のように存在する。

- ①大化前代における隼人の朝廷出仕と畿内隼人の成立過程。
- ②八世紀の大隅・薩摩隼人に対する律令制的支配（籍帳制・調庸賦課）の問題。
- ③延暦二十年における隼人朝貢停止と九世紀初頭における隼人政策転換の意義。

本学位論文は、上記の研究課題を軸とし、主に六世紀後半から九世紀初頭にかけての、日本古代王権による隼人支配の構造とその歴史的転換を明らかにするものである。

第一章 大化前代における隼人の朝廷出仕と畿内隼人の成立

古代王権は、大化前代において南九州に居住する隼人の一部を畿内に移配させ、朝廷に出仕させた。従来の研究では、移配の時期は天武・持統朝頃と考えら

れているが、史料的な根拠は必ずしも明確ではない。隼人の朝廷出仕は遅くとも六世紀後半の敏達朝において行われ、移配はそれ以前に行われていたと考えられる。

朝廷出仕の内容として、近習制と王宮警固の役割が挙げられる。朝廷に出仕した隼人は、特定の王族と個人的な君臣関係を結び身辺警護等を行った。この点は、大化前代における隼人関係史料から分かる。また、神代紀における海幸・山幸の神話には、隼人がミカキ（王宮を区画する大垣）の傍らを離れず、「吠狗」に代って天皇に供奉するという、延喜隼人司式にはみられない王宮警固の由来が付記されている。この際に隼人は、邪霊を払うとされた吠声（「吠狗」）を発したと考えられ、古代王権の隼人に対する、原初的な呪力信仰が伺えよう。

令制下に入ると特定の王族に対する近習の役割は消滅するが、畿内隼人から隼人司に上番する番上隼人が、吠声を伴う夜間宮城門警備という形で大化前代の王宮警固を引き継いだ。

第二章 文武朝における「薩摩隼人」の征討と唱更国の成立

七世紀末から八世紀初頭にかけて、朝廷は大規模な南九州政策を行った。朝廷は文武三年（六九九）に第一次覓国使を派遣し（目的地は「南嶋」）、その帰朝の後に、南九州における国制施行のために第二次覓国使を派遣したが、それに反対する「薩摩隼人」（広域の薩摩地域に居住する隼人）らに襲撃されるという事件が起こる。これによって朝廷と隼人との対立が深まり、大宝年間の「薩摩隼人」の反乱と朝廷による征討軍派遣につながっていく。

「薩摩隼人」の征討を経て、大宝二年（七〇二）八月に「置吏」、すなわち唱更国司が設置され、薩摩地方に令制国を置くという目標は達成された。また、「置吏」と同時に「校戸」が成し遂げられ、征討の主対象となった「薩摩隼人」は、大宝二年の造籍において戸籍登載された可能性が高い。唱更国成立の意義は、律令制支配が完全に浸透していない南九州、特に薩摩地方に令制国を設置し、そこに居住する「薩摩隼人」を戸籍に登載することであった。

第三章 隼人郡の成立と「隼人之調」

大隅・薩摩両国の建置直後に、朝廷は隼人支配のために城柵の設置と大規模な柵戸移配を行い、郡が置かれた。両国の郡には隼人郡と非隼人郡の区別があることが指摘されている。隼人郡とは在地の隼人系住民を中心に構成された郡で、

薩摩国の薩摩・甕島・日置・伊作・阿多・河辺・穎娃・揖宿・給黎・谿山・甕嶋の十一郡、大隅国では贈嶽・大隅・始羅・肝属の四郡がそれに該当する。それに対し、薩摩国出水郡・高城郡、大隅国桑原郡は、柵戸をはじめとした非隼人系住民によって構成されていた（非隼人郡）。筆者は、両者の行政上の区分が成立した時期の下限は、天平八年度（七三六）「薩麻国正税帳」および大宰府不丁地区出土木簡から天平期頃と考えた。

柵戸は移配先で編附され、令制的調庸が賦課された。一方、隼人は、柵戸と同様に編戸された「百姓」身分であったが、令制的調庸は賦課されず、隼人独自の賦課が存在した。それが延暦十一年（七九二）条に記載されている「隼人之調」であった。

この「隼人之調」について、従来の先行研究ではほとんどが隼人の朝貢時のミツキと解釈している。しかし、ミツキとは、「天皇へ服属の証としてたてまつる貢献物」で、隼人のミツキの貢納はすべて「貢」と表記されている。それに対し、「隼人之調」は、田租や調庸のように「輸」と記されているので、朝貢時のミツキでないことは明らかである。

「隼人之調」は延暦十一年条及び延喜式記載の「隼人調布」や大宰府における京進物である調綿を参考にすると、大隅・薩摩隼人に賦課され、大宰府に輸納されたものと考えられる。そして、大宰府に集積された「隼人之調」は、府で消費される分を除き京進されたとみられる。

律令制下の大隅・薩摩隼人には「隼人之調」という特殊な賦課が行われ、柵戸と支配のあり方が大きく異なっていたのである。

第四章 大隅・薩摩隼人の朝貢制と九世紀初頭における転換

隼人の朝貢は天武・持統朝頃から本格化するが、霊亀二年（七一六）の格において、六年ごとに朝貢し、つぎの朝貢まで京に留まるという六年相替制が定められた。

来朝時に大隅・薩摩隼人が行ったミツキ貢納と風俗歌舞奏上は、王権への服属を意味する儀礼であった。それによって王権と隼人の服属関係が形成・維持されていった。そして隼人の朝貢には、都の官人や人々に対し、天皇権威を可視的に示すという重要な意味も有していた。

隼人の朝貢は、八世紀後半頃から次第に規定通り行われなくなり、延暦二十年（八〇一）に隼人の朝貢停止が決定し、ミツキ貢納と来朝時における風俗歌

舞奏上は行われなくなる。また、その四年後の延暦二十四年（八〇五）には踏歌節会で行われていた風俗歌舞奏上も停止する。

朝貢停止の背景については、前年の延暦十九年（八〇〇）に行われた大隅・薩摩両国における班田制施行との関係が指摘されてきた。しかし、班田制施行の対象となった「百姓」は、柵戸と隼人の両者が含まれていたと考えるべきである。「百姓」を隼人と限定することができない以上、隼人の朝貢制停止の原因は、両国における班田制施行とは別に考えるべきであろう。

延暦二十年の朝貢停止は、朝貢を行わせることによって隼人との服属関係を形成・維持するという、天武朝から続く、隼人に対する政策が変化したことを意味し、隼人支配における重大な転換の一つと評価することができる。

そして、朝貢停止に伴い、隼人の儀式参加のあり方も大きく変化することになるが、それを端的に示すのが、今来隼人と白丁隼人の成立である。

儀式・行幸等の際に吠声を発する今来隼人は、鈴木拓也氏が明らかにした通り、朝貢隼人の一部をそのまま畿内に定住させたものと考えられる。しかし、その定数は僅かに二十名で、数百名規模で儀式に参加したとされる朝貢隼人と比較してあまりに少ない。また、欠員が生じた場合は、畿内隼人から補任される規定であった。そして、大儀の際に一三二名の白丁隼人が今来隼人と同じ装束を着用して参列したが、彼らは今来隼人と異なり吠声を発せず、畿内周辺から臨時に招集される隼人である。すなわち、白丁隼人とは八世紀代における朝貢隼人の儀式参加を擬制する、言わばエキストラ的な隼人にすぎない。朝貢の停止は新しく大隅・薩摩隼人が補充されなくなることを意味し、今来・白丁隼人の性格も踏まえて考えれば、朝貢停止の段階には儀式における隼人の必要性は、大幅に低下していたとみるべきである。

また番上隼人は、八世紀には大化前代における朝廷出仕の系譜を引く夜間宮城門警備を行っていたが、延暦二十四年十二月には番上隼人の減員が決定し、さらには大同三年（八〇八）正月には隼人司が廃止され、同年七月に兵部省被管として再置される。夜間宮城門警備の役割は延喜隼人司式には規定されていないので、大同三年までには消滅したと考えられる。

このように、延暦二十年における隼人の朝貢停止とそれに伴う諸政策によって、八世紀代における隼人のあり方が大きく変貌した。朝貢隼人が行った一連の朝貢儀礼等は廃止され、大儀や行幸等における役割は畿内隼人が代行することになる。

終章

最後に、各章で取り扱った諸問題を踏まえ、古代王権による隼人支配の展開過程を再構成する。

まず、大化前代には、隼人の畿内移配政策と朝廷出仕が行われた【第一章】。そして、七世紀末から八世紀初頭にかけて、大隅・薩摩両国が建置され【第二章】、霊亀二年には六年ごとの朝貢制が成立する【第四章】。

大隅・薩摩両国には建国から大規模な柵戸移配が行われ、隼人郡・非隼人郡が成立する。隼人には、「隼人之調」という特殊な賦課が行われる【第三章】。

延暦二十年には隼人の朝貢が停止し、朝貢隼人が行った一連の朝貢儀礼等は廃止され、大儀や行幸等における吠声の役割は畿内隼人が代行することになる。これにより、八世紀代における隼人のあり方は大きく変貌した【第四章】。

審査結果要旨

本論文は、日本古代王権と隼人との政治的関係および歴史的展開を明らかにするものである。古代国家は南九州地方の住民を隼人として把握・支配するとともにその一部を移住あるいは定期的な朝貢という形で上京させて朝廷の職務に従事させていた。隼人と古代王権の関係についてはこの二つの側面を相互に関連づけながら多くの研究が行われてきたが、本論文は両者の関係についての先行研究を詳細に再検討し、王権と隼人の関係の歴史的展開についての見通しを新たに提示し直したものである。

第1章の「大化前代における隼人の朝廷出仕と畿内隼人の成立」は朝廷・王宮への隼人の出仕形態に視点を据えて、大化前代から奈良時代にかけての王権と隼人の関係の推移を論じたものである。まず大化前代のヤマト王権と隼人の政治的関係が特定王族への近侍と王宮の警固という形で遅くとも6世紀後半には成立しており、隼人の畿内移住もこれに伴う形で大化前代からすでに行われていたことを指摘する。つぎに、8世紀において畿内隼人が衛門府の指揮下で吠声を発し宮城門の夜間警固を行っており、それは大化前代からの職務を引き継ぐものとしてとらえられることを論じた。

これまでの研究で手薄だった8世紀の畿内隼人の出仕形態について、乏しい史料を駆使して夜間警固をおこなっていたという新事実を発掘し、延喜式に規定された畿内隼人の役割との間に大きな相違があることを明らかにした。また畿内隼人の移住時期を早い時期に考える点も史料的制約があるとはいえ説得力がある。

第2章の「文武朝における「薩摩隼人」の征討と唱更国の成立」は、「覓国使」派遣から隼人の反乱と征討、唱更国設置に至る7世紀末～8世紀初頭の隼人政策の意義を検討する。大宝2年の「薩摩隼人」の反乱とそれに対する征討の規模が薩摩国全体を対象とした大規模なものであったこと、同年八月の「校戸」が薩摩隼人に対する大宝二年戸籍作成のための編戸作業を意味することを明らかにした。さらに文武4年に薩摩比売らに剽劫された「覓国使」は文武2年の南島への覓国使とは異なる第二次「覓国使」で、それが薩摩隼人に対する戸籍作成を意図していたために隼人の反乱を招く原因となったことなどを指摘している。

「覓国使」をめぐるはなお異なる理解の余地も残るが、大宝2年の反乱・征討の理解は説得的で、このときの「校戸」を「薩摩隼人」に対する籍帳支配ととらえる点は、次章および本論文全体の中

でも重要な結論の一つといえよう。

第3章「隼人郡の成立と「隼人之調」」では八世紀における在地の隼人に対する支配の実相を検討する。まず薩摩・大隅両国に特有の隼人郡と非隼人郡の区分は建国当初からのものではなく、天平期ころまでに成立したとする。つぎに、その隼人郡の隼人は「百姓」身分に含まれていたことを認めつつ、もう一方で両国の百姓には柵戸も含まれることを指摘して、天平期における両国「百姓」への班田不実施を隼人に対する公民制支配の不十分さを示すものとする通説的見解を批判する。ついで、『類聚国史』（延暦11年8月壬寅）にみえる「隼人之調」に着目して、両国の在地隼人への支配形態を検討する。これが、通説のように、朝貢に伴う「ミツキ」ではなく、延喜式の「隼人調布」につながる在地の隼人に特有な貢進物とする独自の見解を提示する。

この見解は説得的で、大隅薩摩両国で柵戸と隼人が負担体系の上で区別されていたという指摘とあわせ、収取制度における隼人の位置づけを考える重要な知見を提示している。この隼人独特の賦課制度と前章で評価した八世紀段階での隼人に対する籍帳支配との関わりを論じることで、律令制支配と隼人との関わりをより踏み込んで

考えることも可能と思われる。

第4章「大隅・薩摩隼人の朝貢制と九世紀初頭における転換」では、延暦20年の隼人朝貢停止を中心に九世紀初頭における隼人政策の転換を考える。まず隼人の朝貢が王権と隼人の朝貢制的な支配関係を、王都で行われる儀礼を通じて、人々に視覚的に示すという意義があることを論じ、同時に大隅・薩摩両国における班田制施行と隼人の朝貢停止を結びつける従来の見解がこの問題をふまえていないことを指摘し、朝貢停止を儀礼によって隼人との服属関係を形成・維持する政策の廃止と位置づける。

本章では、これまで通説とされてきた朝貢隼人のもつ強い呪力に対する信仰について、それがむしろ王権によって創出された「伝統」であるという興味深い結論を導き出している。

本論文全体を通じ、八世紀以前の「畿内隼人」の役割への注目、「隼人之調」などを通じた八世紀段階における大隅薩摩隼人に対する支配システムについて、先行研究をふまえつつ新たな知見が示されたことで、古代王権による隼人支配の歴史的展開過程について新たな見通しが提示されているといえる。

